平成２１年（フ）第６４９号
金沢市増泉３丁目７番33号　増泉ビル506号
債務者　サロン玉帆クルーこと　多湖とよ子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７５号
愛知県瀬戸市春雨町34番地の60
債務者　中根　和江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８８号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目21番地の１　メゾンアオキ101号
債務者　伊貝　静子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８６号
愛知県稲沢市赤池西出町67番地１　シャトレ愛松稲沢Ⅱ―205
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０６号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1150番地
債務者　松本　利樹
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１１０号
京都府京丹後市久美浜町351番地、住民票上の住所京都府京丹後市久美浜町790番地の１
債務者　中出　敏博
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１５３号
兵庫県多可郡多可町加美区轟536番地１
債務者　吉川　成男
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５５９号
兵庫県神戸市中央区花隅町17―27メゾンフローラ701、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島２丁目22番29号
債務者　平田　　忠
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町20番30号　登山ハイツ401号
債務者　坂元喜久代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８２０号
仙台市青葉区花京院１丁目１番30―1104号
債務者　大久　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３９号
仙台市宮城野区清水沼１丁目３番32号
債務者　佐々木路子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８８号
仙台市青葉区向田16番１号
債務者　山根　一司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９６号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番７―202号
債務者　小野　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
水戸市大場町2087番地の２
債務者　荘司　広美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７６８号
茨城県常陸太田市棚谷町1886番地
債務者　岩間　久志
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７２号
水戸市見川町1821番地　雇用促進見川宿舎４棟203号
債務者　小林　秀則
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７３号
水戸市見川町1821番地　雇用促進見川宿舎４棟203号
債務者　小林　真理
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９７号
水戸市見川町1814番地の19
債務者　助川　英子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所